

4月13日は千葉県議会議員選挙、27日は成田市議会議員・成田市長選挙

選挙権 未来を決める 切符だね

4月13日(日)は千葉県議会議員選挙、27日(日)は成田市議会議員・成田市長選挙の投票日(予定)です。選挙はわたしたちの代表を選ぶ貴重な機会です。積極的に投票に参加しましょう。

成田市で投票できる人

成田市で投票ができるのは、日本国民で、次の要件を満たしている人です。

千葉県議会議員選挙

○昭和58年4月14日までに生まれた人

○平成15年1月3日までに、成田市の住民基本台帳に登録されている人(転入の場合は、同日までに転入の届け出が済んでいる人)で、投票日まで千葉県内の市区町村に住んでいる人(県内に転出した人は、転出先の市区

町村長が発行する「引き続き県内に住んでいることの証明書」の提示が必要です。県外へ転出した人は投票できません)

成田市議会議員・成田市長選挙

○昭和58年4月28日までに生まれた人

○平成15年1月19日までに、成田市の住民基本台帳に登録されている人(転入の場合は、同日までに転入の届け出が済んでいる人)で、引き続き投票日当日まで市内に住んでいる人(市外へ転出した人は投票できません)・成年被後見人など、欠格事項に

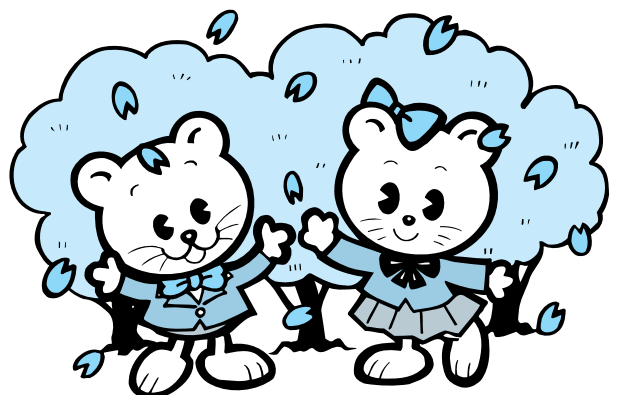
該当しない人

不在者投票は投票日前日まで

投票日当日に、仕事がある人や買い物やレジャーに出かける予定がある人は、不在者投票ができます。

- 不在者投票の期間
- 千葉県議会議員選挙

4月4日(金)～12日(土)



- 成田市議会議員・成田市長選挙
- 4月20日(日)～26日(土)

- 不在者投票の時間「午前8時30分～午後8時」

- 不在者投票のできる人

投票日当日、仕事のために投票時間に間に合わない人。

投票日当日、買い物やレジャー、旅行などで、投票区の区域外にいる人。

投票日当日に、病気、出産などにより歩くことが困難であると見込まれる人。

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や施設などに入院または入所中の人。

- 不在者投票の手続き

に該当する人：市選挙管



二十歳になったら必ず投票所へ

入場整理券はハガキで有権者に

理委員会(市役所4階)で投票できます。入場整理券をお持ちください。

・に該当する人…入所中の病院、施設の長に申し出て下さい。施設内で投票できます。

・市外に滞在中の人…「投票用紙等の請求書兼宣誓書」(用紙は市選挙管理委員会にあります)を市選挙管理委員会に提出してください。滞在先の選挙管理委員会でも投票することができます。

投票するときに
お持ちいただく投票所入場整理券は、選挙の日時と投票場所の周知および選挙人であることの確認のための一つとして事前に配布するものです。

入場整理券は、ハガキで有権者のみなさんの家庭にお届けします。ハガキには1枚で2人までの有権者氏名が記載されています。

ます。投票には、この入場整理券を各自切り離してお持ちください。

万一、入場整理券が届かなかったり、なくしたりした場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できますので投票所受付でその旨を申し出て下さい。

入場整理券は、千葉県議会議員選挙については4月5日に、成田市議会議員・成田市長選挙については17日に発送する予定です。

市内で転居した人は投票所に注意を

市内で転居した人は、投票所にご注意ください。

千葉県議会議員選挙については3月27日以降に転居届を出した人、成田市議会議員・成田市長選挙については4月12日以降に転居届を出した人は、転居前の住所の投票所で投票していただくことになります。

身体の不自由な人は郵便等で投票ができます

身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持っていて、障害の程度が次の要件に該当する人は、郵便等による

「選挙公報」

4月9日と23日の朝刊7紙に

各選挙の立候補者を知っていただくための「選挙公報」は、次の7紙の朝刊に折り込みます。

朝日新聞、産経新聞、千葉日報、東京新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞

千葉県議会議員選挙については4月9日に、成田市議会議員・成田市長選挙については23日に折り込む予定です。これらの新聞を購読していない人や、届かなかった場合は、次の補完場所を利用するか、市選挙管理委員会にご連絡ください。

選挙公報を補完してある場所

市役所1階行政資料室、中央公民館、成田公民館、橋賀台公民館、玉造公民館、加良部公民館、公津公民館、八生公民館、中郷公民館、久住公民館、豊住公民館、遠山公民館、市立図書館、美郷台地区会館、成田赤十字病院、三里塚御料郵便局、遠山郵便局、三里塚郵便局、JA成田市遠山支所

くわしくは市選挙管理委員会(☎22-1111内線3152)へ。

る不在者投票ができます。

この場合「郵便等投票証明書」(7年間有効)が必要となりますので、希望する人は早めに市選挙管理委員会へ交付申請をしてください。

【身体障害者手帳のある人】

○両下肢、体幹、移動機能の障害が1級または2級の人

○心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害が1級または3級の人

【戦傷病者手帳のある人】

○両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症までの人
○内臓機能の障害が特別項症から

第3項症までの人

●申請方法「身体障害者手帳または戦傷病者手帳と申請者本人が署名した申請書を市選挙管理委員会へ提出(申請は代理人でもできます)」

●投票の方法「投票日の4日前までに、選挙人自身が署名した請求書と「郵便等投票証明書」を市選挙管理委員会へ提出し、投票用紙の交付を受けて投票(手続きはすべて郵便等により行われます)」

くわしくは市選挙管理委員会(☎22-1111内線3152)へ。